

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成24年度第1回東村山市保育料等審議会			
開催日時	平成24年11月21日(水) 19:00~21:00			
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室			
出席者及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、小島聖職務代理、渡邊儀一郎委員、丹代了委員、磯村智香子委員、北島朋博委員、湊脇稔尚委員 (市事務局) 小林子ども家庭部長、野口子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、野々村児童課長、星野子ども育成課長補佐、下口子ども育成課保育整備係長、上野子ども育成課主事、功刀子ども育成課主事 ●欠席者： なし			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	1人
会議次第	1. 委嘱状交付 2. 市長挨拶 3. 委員自己紹介 4. 事務局職員紹介 5. 会長選出・職務代理指名 6. 議事 (1) 平成24年度保育料改定の影響等について 7. 報告事項 (1) 東村山市保育料徴収条例の一部改正について (2) 東村山市児童クラブの設置運営基準に関するガイドライン策定会議について 8. その他			
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育係 042-393-5111 (内線 3198)			
会 議 経 過				
1. 委嘱状交付 2. 市長挨拶 3. 委員自己紹介 4. 事務局職員紹介 5. 会長選出・職務代理指名 6. 議事				

・会長

平成 24 年度保育料改正による影響について審議する。

本件については改正前の当審議会において審議の結果、平成 23 年 9 月に答申をさせていただき、市議会の議決を経て平成 24 年 4 月 1 日から保育料が改正された。市長の挨拶にあったように、改正後の影響については、平成 24 年度以降の保育料等審議会にて検証したいという答申内容であったので、今回はそのことについて審議したい。まず、事務局から資料等の説明をいただきたい。

・事務局

保育料改正の影響等について説明させていただく。

今回は新しい委員もいるため、保育料について簡単に説明をさせていただく。保育料は市内の認可保育園（公立 7 園、私立 11 園）に在園している保護者に対して賦課徴収している。

保育料徴収基準額表を入園のしおりに載せている。入所をするにあたり、保護者はこの表を見ながら保育料の確認をしている。

保育料の階層区分は A B C D の 4 階層があり、A 階層は生活保護世帯、B 階層は生活保護世帯以外で所得税が非課税かつ住民税も非課税である世帯、C 階層は所得税が非課税であるが住民税が課税されている世帯で 3 階層に分かれている。D 階層は所得税も市民税も課税されている世帯となり、18 階層に分かれている。この階層に分けた上で、3 歳未満児、3 歳以上児かによって保育料を決定している。

D 階層でいうと、平成 25 年度では、D18（最高階層）が 3 歳未満児で 51,600 円、3 歳以上児で 27,400 円という金額になっている。また、下の備考欄にあるように、第二子の保育料は第一子の基準額の 50%、第三子は 25% として世帯の状況にあわせて賦課している。

階層決定は、父・母の所得税を源泉徴収票や確定申告書の控え等で確認して行っている。

審議会は市長の諮問に応じ、保育料、児童クラブ費の適正な額について審議し、答申している。

次に昨年度の審議会にて、平成 23 年 9 月 28 日に頂いた答申をご覧いただきたい。こちらは平成 22 年 5 月 13 日に東村山市長の諮問を受け、全 6 回、平成 22 年 5 月から平成 23 年 9 月まで審議をしていただき出していただいた答申となっている。この答申のⅢ（1）で、「東村山市の保育料は、国の保育所運営費を基準として決められる国庫・都費負担金の算定を基にしている。保育所運営費は保育の実施に伴い最低基準を維持する為の費用とされ、事業費、人件費、管理費の範囲の経費とし、地域別、定員別、年齢別等事項を取り入れ、一人当たりの保育単価が導かれる。従って、保育単価とは、児童一人当たりを受け入れるのに必要最低限かかる経費」としており、保育料は月額によるものとなっている。

（2）については、この当時の検討内容となっている。①は「平成 19 年度から税率減税及び定率減税廃止に伴い、保育所運営費国庫負担金における保育所徴収基準額が改正されたことにより、東村山市の階層区分も税率減税廃止に対応した改定を行った。その結果保育料改定の目安とする国基準徴収金に対する保護者から徴収する保育料の割合が著しく減少した。それに伴って、保育料の改定を行うことは、経済情勢等を鑑みても必要であると考えられるものである。ただしその賦課については、対国基準 50% を目安とするも激変を緩和する措置も講じる必要がある」といただいた。また、②では「所得税課税世帯への賦課については、保育所運営に係る費用の一部を利用者に負担してもらおうという観点で適切であると考えられる」といただいた。続いて、（4）の保育料改定に対する審議（意見）の①では、「利用者の負担については、賦課すべきところ、そうでないところを見極め、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み段階的に見直す必要がある」とし、（5）おわりにでは「本答申による改定後の影響等については、平成 24 年度以降の保育料審議会にて検証したい」と結びをいただいた。

この答申の下、保護者会の役員の方たちに対し説明をし、ご理解いただいた。その後、各保育園に資料を掲示し改正についての周知を図り、最終的に市議会において条例改正をした。

改正の内容については三点あり、一点目は保育料改定後の負担増を緩和する為、平成 24 年 4 月からは、改正前と比較し 1,900 円の増額、平成 25 年 4 月からは、平成 24 年 4 月と比較し、最大 1,300 円の増額を行った。二点目は所得税課税世帯の保育料賦課に対応する為、保育料算定時の税資料の優先順位について、住民税→所得税の順番から、所得税→住民税の順番に変更をした。三点目は、平成 22 年の税制改定において、年少扶養控除、特定扶養控除の上乗せ部分廃止が行われたことにより保育料が上がってしまうことへの影響について、廃止された部分を再計算し、影響を少

なくして保育料の算定をするようにした。

続いて負担割合についての資料の説明をさせていただく。答申にあったように保育料を設定する際、保護者負担割合を国基準比率の50%となるように改正を行った。当市については23年度実績が41.99%となっており、多摩26市中25番目に保護者負担割合が低い状況となっている。多摩26市の平均は48.6%であった。

次に、保育料調定額の資料を見ていただきたい。先ほどの負担割合の資料であった、平成23年度実績の国基準比率41.99%というのが、詳しく分かる資料となっている。

次ページは平成24年4月1日時点の保育料調定額の資料である。保護者負担割合は45.83%となっている。改正前、審議会で諮ったときの予測としては、平成23年度の在籍児数・階層別人員を使い47.01%となるとして説明をしていたが、マイナス1.18%の差が出た。この差については、全体的に保護者の所得が減少している事が原因と考えている。

平成25年4月の予測としては、平成24年4月の在籍児数・階層別人員を用い49.14%としている。改正前の予測では、50.02%としていたが、これと比較してマイナス0.88%となっている。この差については、24年4月の数字を使っているため同様の理由によって減少していると考えられる。

事務局からの説明は以上である。

・会長

事務局から昨年の答申を含め資料の説明があったが、経済状況の影響が多分にあるとは思われるが、当初見込んでいた比率まで行っていない。これは今後の改正の影響にも絡んでくると思われる。今の説明を受けて各委員から意見をいただきたい。

・A委員

分かってはいたが、2年間で41.9%から49.14%に上がってしまったという事で、大きな値上げを強いてしまったのがつらい。自分の子どもが保育園に在園していた間は、平成13年の答申があったから保育料は変わらなかったが、ここにきて（負担割合が）下がりに下がってしまった。そのため、上げなければいけない、（負担割合を）50%に近づけなければいけないというのはわかっていたが、2年間で月にして1,900円足す1,200円で3,000円程上がっている。年間にすると36,000円ほど上がっている。保護者の皆さんの負担というのはかなり大きいと感じる。

今までも少しずつ上がっていれば自分の子どもを預けるのに保育料が上がっていくのは仕方ないとも思うが、10年分の付けではないが、ここで一気に上がってしまったというのが難しい問題を含んでいると思う。今後もこれから何年間も同じ状態を保っていつかどーんと上がる形になるのかどうかは、去年も話しているが、そのあたりをシステムとして何年かに1度見直す、または何%以下になったらどうするというを決めながらやっていくべきなのかと思う。今預けている人が、自分の子どもを預ける以上、支払うべきお金としてのところは含めてになるが、システム、タイミングについてしっかりと話し合っていかなければならないと感じている。

・会長

この意見に対して事務局からなにかあるか。

・事務局

昨年12月に条例改正をしたので、まずは24年度について実績の数字を出している。来年度についても既に条例改正されているので、できれば早い時期に25年度の実績を示して、当初目指していた50%と乖離があるようであれば、審議会で先ほど委員の方から話があったような形で対応する方法もあると考えている。25年度の実績を、25年度に入ったらなるべく速やかに提示し、審議いただければと思う。

・会長

大変重要な問題であるし、そういった検証を審議会の中でしっかりできればと考えている。他にあるか。

・ B 委員

次年度（平成 25 年度）分の保育料の表はHPにもう載っていると思うが、これはいつから載せているのか。これから保育園に入りたいと思っている人は、これを見て考えるだろう。

・ 事務局

表は平成 24 年度のものと同平成 25 年度のものがあるが、当初の条例改正のときから両年度分の表を載せている。内容はHPだけでなく、平成 24 年度入園のしおりに平成 25 年度分の表を挟み込んだり、閲覧資料、掲示などを用意したりして周知した。

・ C 委員

値上がりをして、滞納する人が増えたなどの影響はあるのか。

・ 事務局

平成 23 年度の滞納状況は説明できる。しかし、平成 24 年度についてはまだ年度の途中である為、現段階では説明する事ができない。

・ A 委員

増えているか減っているかくらいはわかるのか。まだ把握していないという事でいいか。

・ 事務局

はい。

・ D 委員

どの階層も一律 1,900 円で値上げしている。善し悪しや経緯は置いておいたとして、滞納に非常に影響してくるのではと思う。突き詰めてデータを調べれば、（改正前と改正後で）滞納はどの階層の人が多いのかに差が出てくれば、保育料改正の影響そのものではないかと思う。そこは議題として上げられるのであれば、増えたか減ったか位のデータは持っていたいただかないと議論にならないのではと思うので、よろしく願いしたい。

・ 会長

他にあるか。

・ 職務代理

以前にもらった資料のような、総運営費に対する保護者負担割合などがグラフで載っている資料は今回無いのか。負担割合がどう変化したのかなど。

・ 事務局

平成 23 年度の実績は出せるが、平成 24 年度の現時点での見込みはまだ出していない。

・ 職務代理

現時点ではまだ出すことができないということか。

・ 事務局

はっきりとしたものを出すことはまだできない。

・ 会長

只今まで審議している保育料改定の影響等については以上で終了したい。各委員から出た意見を踏まえ、今後資料を用意してもらふ必要があると思うのでよろしく願いしたい。

次第 7 の報告事項に移る。2 点あるので、順次事務局より説明をお願いしたい。

7. 報告事項（1）東村山市保育料徴収条例の一部改正について

・事務局

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付に関する要綱が改正され、年度途中に入所した児童の年齢区分について保育が実施された年度の初日の前日、つまり3月31日の年齢を適用する事となった為、東村山市保育料徴収条例の一部改正を12月定例市議会に提出する予定である。

・会長

2番目の報告事項について、事務局から説明をお願いしたい。

7. 報告事項（2）東村山市児童クラブの設置運営基準のに関するガイドライン策定会議について

・事務局

東村山市児童クラブの設置運営基準に関するガイドライン策定会議については、なぜ今日ここで説明をさせていただくことになったのかの経過から申し上げる。

資料のとおり、保育料等については答申が出ている。IV児童クラブ費についての項目を見ていただきたい。こちらの(3)では、「今回答申による改定は行わず、継続審議することが適当である。」と答申いただいた。本審議会では保育料の検証のほかに児童クラブ費の検証を平成22年度から継続して行ってきた。答申では継続審議の形でいただいているが、この間の経過としては、児童クラブでは職員の嘱託化について検討し、これを進める予定であった。平成23年度から労働組合との交渉を始め、その間に保護者会、学保連にも経過を報告し、協議している。その結果、児童クラブ職員の嘱託化については反対の意向が出されたことから、市長より「職員の嘱託化についてスローダウンする」とし、これを受け学保連と本格的な協議が開始した。平成23年度の下半期より具体的な話をし、詰めているところである。職員の嘱託化によって、児童クラブ使用料のベースとなる人件費が大きく変わる事となるために、審議を一旦休止していただいている。そのため、昨年の答申では児童クラブ使用料については引続き審議を行なうことになっている。

昨年の審議会の中では、答申IV(4)で審議(意見)として多々ご意見をいただいた。具体的な使用料、改定幅については実際のコストを算出する以前の状態であるため、まだ定まっていないという経過である。

策定会議は今年度末を目途としてガイドラインを策定し、報告をした上で、使用料の改定をという段階を踏んでいく予定である。策定会議の第1回は平成24年3月29日に実施した。会議の構成は、子ども家庭部長、次長、児童課、学保連、また、各児童クラブ父母会から2名ずつの代表となっており、現在までに4回の会議を開催し、ガイドラインのたたき台について審議してきた。ガイドラインは章立てになっており、総則や入所に関する事、保育事業の管理運営、緊急時対応など多くの項目がある。この中に職員体制の項目があるが、これがまだ審議の最中である。児童クラブ使用料に一番大きく影響が出てくるのがこの職員体制であるが、これは保育の質に大きく関与してくるので、現在活発に議論をしているところである。第4回まで会議をしているが、この件に関してはもう暫く時間がかかりそうである。次回、第5回の会議で再び協議を行うこととなるが、開催は12月1日(土)19:00より開催する。随時保育料等審議会に途中経過を報告させていただく。

・会長

策定会議は第5回が12月1日ということで、その後も引続きこの会議をもって内容を進めていくということでしょうか。

・事務局

その通りである。

・会長

今の報告でよろしいか。次第7の報告事項2点に関しては以上となる。続いて次第8その他に移るが…

・ A委員

その他に移る前に質問をしても良いか。

市内には公私立認可保育園や認可外保育園等色々あるが、保育料というのは公私認可保育園に該当するものである。来年度、認可保育園である東村山むさしの保育園が認定こども園として開園するが、ここの保育料はどうなっていくのか。

・ 事務局

市の認可保育所と同様に保育料徴収条例の所得階層別の保育料を適用する。ただし、施設については既存の幼稚園施設を利用することもあり、また、幼保連携型の認定こども園ということで幼児教育も行なう。そういった部分は、通常の保育料プラスアルファで費用を徴収していくとのことである。

・ A委員

要は、幼稚園に保育園が作られるということ。これから先、こういう形のものが、いろんな形を含めてではあるが増えていって欲しいと思う。では、保育料は他の認可保育園と同じ算定基準ということで理解する。

8. その他

・ 会長

8 その他に入る。事務局から何かあるか。

・ 事務局

次回以降の日程についてだが、今年度については第一回の開催がこの時期になってしまったということもあるので、今回のみとさせていただき、来年度については早い時期に平成 25 年度の実績報告等をさせていただきたいと思っている。

・ 会長

事務局から、このような提案があったがよろしいか。

→各委員、了承。

・ 会長

以上で予定していた案件は終了したが、全体を通じて何かあるか。

・ 職務代理

意見となるが。保育料は第1子、第2子で負担が大きく違う。福祉の観点また、少子化からの政策的な部分もあると思う。今度認定こども園ができて、市内であれば、私立幼稚園がそこに係ってくる可能性は大きい。そこで、保育料に対する概念や考え方が、私立幼稚園と保育園では大分違いがあると感じる。この部分のすり合わせ、整合性が今後課題になっていくのかと考えている。

<終了>